

# 令和6年度監査等実施計画

## 第1 基本方針

県では、「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現のため、「新しい豊かさ」、「新しい安心安全」、「新しい人財育成」、「新しい夢・希望」の4つのチャレンジを一体的に推進しており、今後とも、「挑戦」「スピード感」「選択と集中」の3つの基本姿勢を徹底し、本県が将来にわたり発展し続けるよう、県民一人ひとりが変化を恐れず、自信をもって挑戦できる「新しい茨城」づくりに全力で取り組んでいくとしている。

一方、本県の財政状況は、これまでの財政健全化の取組により、財政指標は着実に改善傾向にあるが、急速な高齢化の進展などに伴う社会保障関係費等の増や、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化への対応などによる財政構造の硬直化に加え、原油価格・物価高騰の長期化など景気の下振れリスクにより、予断を許さない状況にある。

このような状況を踏まえ、「茨城県監査基準」に基づき、事務の管理及び執行等について、内部統制の運用に留意し、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保するとともに、住民の福祉の増進に資することを目的とし、監査、検査、審査を実施する。

## 第2 監査種別実施方針

### 1 定期監査（地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項）

予算の執行等の財務に関する事務や経営に係る事業が、法令等に従って適正に執行されているかなど、正確性、合規性の確認はもとより、経済性、効率性、有効性の検証を重視した監査を実施する。

（1）従来の財務監査に加えて、各機関における内部統制の取組状況を確認し、その整備・充実につながる監査を実施する。

（2）事務事業の成果や効果について、経済性、効率性、有効性の観点から検証し、事務事業のあり方について、改善を促す事項について意見し、事務事業の改善につながる監査を実施する。

（3）前年度における定期監査の指摘等監査結果のほか、包括外部監査等の監査結果に対する措置等が適切になされているかを確認する。

## 2 財政的援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

県出資団体等が出資等の目的に沿って事業運営を行っているか、関係法令等に準拠した会計処理がなされているかなどについて、監査を実施する。

### （1）県出資団体

団体は出資の目的に沿った事業運営が行われているか、事業は計画的、効率的に行われ財務の健全性が保たれているか、会計処理及び財産管理は規程等に従つて適正に行われているかなどについて監査を実施する。

### （2）補助金等交付団体

補助事業等はその目的に沿って適正に行われているか、補助金等の使途は適正かなどについて監査を実施する。

### （3）公の施設の指定管理者

施設の管理は基本協定等に基づいて適正に実施されているか、施設の維持管理は適正に行われているかなどについて監査を実施する。

## 3 行政監査（地方自治法第199条第2項）

県の組織、職員の配置、事務処理の手続き、行政の運営等について、経済性、効率性、有効性等の観点から監査を実施する。

特に、「若手産業人材育成機関のあり方」について行う。

## 4 隨時監査（地方自治法第199条第5項）

県の事務事業の執行に関する課題、予備監査等によって把握した課題及び県民が特に関心を持っている事業や、社会的に大きな課題になっている事項等について、必要と認めるときは監査を実施する。

# 第3 監査の実施計画

## 1 定期監査

### （1）監査対象機関

監査対象機関は、「茨城県行政組織規則」第4条に規定する本庁の課並びにチーム及びセンター、県北振興局、労働委員会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、県議会事務局、教育庁の課及び室、警察本部、「茨城県財務規則」に規定する公所、「茨城県企業局組織規程」第2条に規定する本局及び出先機関、「茨城県病院局組織規程」第2条に規定する本局及び病院とし、機関数は382（本庁102、出先280）とする。

### （2）監査の方法

監査は、職員による事前監査（予備監査）と監査委員による監査（委員監査）を、それぞれ実地または書面で実施する。

また、監査事務の効率化に資するため、ＩＣＴを活用した監査を推進する。

### (3) 監査時期

予備監査及び委員監査は、概ね次の期間に実施する。

ア 本庁機関は、5月から8月にかけて実施する。

イ 出先機関は、概ね9月から2月にかけて実施する。なお、企業会計機関については、5月から7月にかけて実施する。

### (4) 重点監査項目

監査を重点的かつ効率的に実施するための重点監査項目は、次のとおりとする。

ア 内部統制の強化について

着眼点

(リスク評価とリスクへの対応)

- ・ 内部統制体制が、ミスの防止や問題の早期発見につながるなど、効果を発揮し機能しているか。
- ・ 調定、契約手続、負担行為・支出命令は適切に行われているか。

(不備があった場合の対応)

- ・ 不備事項に対する再発防止策は徹底されているか。

イ 事務事業の成果や効果に関する検証について

着眼点

- ・ 県総合計画に設定されている数値目標に対する成果や効果を適切に検証評価しているか。

### (5) 実施体制

予備監査及び委員監査の実施体制は、監査等実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき計画的に配置する。

## 2 財政的援助団体等監査

### (1) 監査実施機関

監査実施機関は、「財政的援助団体等選定基準」を踏まえ、前年度までの監査状況及び監査結果等を勘案して選定し、機関数は28（出資団体14機関、補助金等交付団体8機関、公の施設の指定管理者6機関）とする。

### (2) 監査の方法

監査は、予備監査及び委員監査を、それぞれ実地または書面により行う。

### (3) 監査時期

予備監査及び委員監査は、概ね6月から2月にかけて実施する。

### (4) 実施体制

予備監査及び委員監査の実施体制は、実施要領に基づき計画的に配置する。

## 3 行政監査（地方自治法第199条第2項）

特に、「若手産業人材育成機関のあり方」については、定期監査とは別に実施する。

#### 4 隨時監査（地方自治法第199条第5項）

随時監査等実施要領に基づき実施する。

### 第4 検査、審査、請求等による監査等

#### 1 検査及び審査

##### （1）例月現金出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

現金の出納については、毎月定例日に委員による検査を実施する。

委員による実地検査は、会計管理者については6月に、公営企業管理者及び病院事業管理者については7月に実施し、その他の月については書面で実施する。

職員による予備検査については、毎月書面（一部実地）により実施する。

##### （2）決算審査（地方自治法第233条第2項、地方公営企業法第30条第2項）

定期監査、例月現金出納検査その他の監査を踏まえ、令和5年度の普通会計及び公営企業会計の決算審査を実施する。

決算審査については、概ね8月までに行うものとする。

##### （3）健全化判断比率等審査（財政健全化法第3条第1項、第22条第1項）

知事から審査に付された健全化判断比率及びその算定基礎事項書類並びに資金不足比率及びその算定基礎事項書類の審査を、概ね8月までに行うものとする。

##### （4）内部統制評価報告書審査（地方自治法第150条第5項、第6項）

知事から審査に付された財務事務に係る内部統制の評価報告書について、内部統制の評価に係る資料及び定期監査の結果等に基づき、概ね8月までに、審査を行い意見を付すものとする。

#### 2 請求等による監査

地方自治法に定める請求等による監査については、法令の規定に基づき実施する。

- ・住民の請求による監査（地方自治法第242条第1項）
- ・直接請求による監査（地方自治法第75条第1項）
- ・議会の請求による監査（地方自治法第98条第2項）
- ・知事の要求による監査（地方自治法第199条第6項、7項、第243条の2の8第3項）
- ・指定金融機関等監査（地方自治法第235条の2第2項）

### 第5 その他

#### 1 監査における専門性の強化

監査専門委員から、公営企業会計監査や決算審査における指導助言や、住民監査請求等における法的な助言を受けることにより、専門性の高い分野の強化を図る。

## 2 監査に関する公表等

### (1) 監査に関する公表

地方自治法に基づく監査結果等の公表はインターネットを利用して行う。

#### ア 定期監査及び財政的援助団体等監査

監査の結果に関する報告に合わせて、原則として年3回公表する。

#### イ 決算審査及び健全化判断比率及び資金不足比率の審査

決算審査及び健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について知事が議会に提出する時期に合わせて公表する。

#### ウ 行政監査

特に、「若手産業人材育成機関のあり方」については、年内に公表する。

### (2) 監査結果等の活用

監査を通じて把握した事実や課題等について、監査の成果をより効果的なものとするため、関係部局と隨時情報を共有し、類似事案の再発防止や内部統制の強化につなげる。

また、再発防止につなげるため、監査結果を整理し、職員が誤りやすい事務処理などを全職員に行政情報ネットワークなどを活用し周知する。

## 1 定期監査対象機関数

( )内の数字は前年度

区分	監査対象 機関数	予備監査			委員監査		
		実地	書面	計	実地	書面	計
本 庁	102 (101)	72 (70)	30 (31)	102 (101)	39 (38)	63 (63)	102 (101)
出 先 機 関	280 (282)	122 (120)	158 (162)	280 (282)	34 (35)	246 (247)	280 (282)
計	382 (383)	194 (190)	188 (193)	382 (383)	73 (73)	309 (310)	382 (383)

## 2 財政的援助団体等監査対象機関数

区分		監査対象 機関数	うち実施機関数		うち実地委員監査
出資団体 (※1)	出資率		50%以上	16(17)	
		50%未満	8(8)	3(4)	-(-)
		小計	24(25)	14(16)	2(2)
補助金等 交付団体 (※2)	交付額	5,000万円以上	62(73)	7(5)	-(-)
		5,000万円未満	109(133)	1(0)	-(-)
		小計	171(206)	8(5)	-(-)
指定管理者(※3)		24(25)	6(7)	-(-)	
合計		219(256)	28(28)	2(2)	

(※1) 出資団体：県出資比率25%以上

(※2) 補助金交付団体：補助金等の交付額1,000万円以上

(※3) 指定管理者：公の施設の指定管理者（出資団体、自治体等を除く数値。）